

軽・中等度難聴者のための 補聴器購入費助成事業を新たに開始

– 補助対象を拡大し認知症やうつ病等の予防につなげます –

燕市では、身体障害者手帳の交付対象とはならない軽・中等度の聴覚障害を有する人を対象に、補聴器の購入費用の一部を助成する取組を令和4年度から開始しました。聴力機能低下による難聴は、認知症やうつ病等の発症要因となるとされています。補聴器購入費用の一部を市が助成し、補聴器利用者の経済的負担を軽減することで、福祉の増進を図っていきます。

【軽・中等度難聴者補聴器購入費助成事業の概要】

1. 対象者：燕市内に住所を有し、次の要件をすべて満たす人

- ①18歳以上の人
- ②両耳の聴力レベルがそれぞれ30デシベル以上の人、
または、医師が補聴器装用の必要を認めた人
- ③身体障害者手帳（聴覚障害）の対象とならない人
- ④市税等に滞納がない人



2. 助成額：

区分	助成額	上限額
生活保護世帯・ 市民税非課税世帯	購入費の額の10/10	50,000円
市民税課税世帯	購入費の額の1/2	30,000円



3. その他：①必ず購入前に申請が必要となります。

- ②助成の交付を受けてから5年を経過するまで、再申請はできません。
- ③修理費、付属品単体の購入費は助成の対象外となります。

本件についてのお問い合わせ先
健康福祉部 長寿福祉課：亀山
電話：0256-77-8175（直通）